

令和 7 年 6 月 20 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 8 年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 (容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法) への ご協力をお願いについて

1. 調査の目的

市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、5 年を一期とする分別収集計画を策定することになっております。この計画は 3 年に一度見直すことになっており、令和 7 年度が見直しの時期になります。

当協会では、容器包装リサイクル法（本資料に限り、以下、「容り法」という。）に基づくガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化業務及びプラスチック資源循環促進法（本資料に限り、以下、「プラ法」という。）に基づく分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物）の再商品化業務を行っております。

当協会の次年度（令和 8 年度）業務計画の策定に向けて、分別収集計画の有無や素材ごとの計画量、当協会への引き渡しの有無や引き渡す場合の予定量等を把握する必要がありますので、お手数ですが、全ての市町村等からご回答をいただきたく、この調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 引き渡し予定量の精度向上の必要性について

毎年 11 月頃に、市町村等から当協会へご提示いただく正式申込み量（＝契約量）に対し実績が乖離すると、入札条件や契約が守られないこととなり、再商品化事業者の事業運営に支障を与える等、諸々の問題が生じます。このため毎年、市町村等には契約量の遵守をお願いしているところですが、契約量に対し実績が大きく乖離する事例が発生しております。

契約量との乖離の防止には、本調査の段階から引き渡し予定量算定の精度を向上させる必要がありますので、なるべく乖離が生じないよう、昨年度までの収集実績等を十分にご勘案のうえ、引き渡し予定量をお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、容り法に基づくオンライン入力画面並びに調査票において、「令和 8 年度の指定法人への引き渡し予定量」の入力・記入箇所に令和 6 年度の実績及び令和 7 年度の申込量をあらかじめ記載していますので、引き渡し予定量算定の参考にしてください。

3. 調査票への回答方法

調査票は左上に **容り法** と表示されている容り法の専用調査票（桃色）と、左上に **プラ法** と表示されたプラ法の専用調査票（緑色）の 2 種類があります。また、調査票への回答につきましては、『オンライン』でご回答いただく方法と、『紙』でご回答いただく方法があります。

『オンライン』の場合は「オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について」（資料 2）を、『紙』の場合は「紙による引き渡し量調査の記入方法について」（資料 3 又は資料 11）をご確認のうえ、ご回答をお願いいたします。

調査票には、下記市町村等のパターンに記載されている○及び△の項目を記入してください。

<調査票の記入項目>

○：必須、△：必要に応じて記入、－：不要

調査票の種類	容り法 （桃色）							プラ法 （緑色）					
回答方法	オンライン又は紙							オンライン又は紙					
素材の種類	ガラスびん、PETボトル、紙、プラ（容りプラ）							プラ（容りプラ＋製品プラ） プラ（容りプラ＋製品プラ＋産廃プラ）					
回答項目 回答パターン	1. ご連絡先	2. 回答者種別	3. 申込有無		4. 引き渡し予定量		構成 市町村	1. ご連絡先	2. 回答者種別	3. 分別収集物 （プラ法32 条）の引き渡 し予定量	4. プラ法33 条の認定計 画	分別収集 物（プラ法 32条） の引き渡 し構成市 町村	
全素材引き渡しを行わない （構成市町村も含む）	○	○	☐ 自ら申込 む ☐ 申込みを 行わない	☐ プラ法に 基づく再商 品化を予定 している	(A) 分別収集 計画量	(B) 引き渡し 予定量	－	－	－	－	－	－	
容り法に基づく引き渡しだけ行う	○	○	○	－	○	○	△ （構成市町村 がある場合）	－	－	－	－	－	
<分別収集物の引き渡し予定がある方は以下の記入方法をご確認ください>													
容り法とプラ法 32条に基づく 引き渡しの両方 を行う	期初から32条 の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○ （分別収集物以 外を記載）	△ （分別収集物 以外で構成市 町村がある場 合）	○	○	○	－	△ （構成市町村 がある場合）
	期中から32条 の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○	△ （構成市町村 がある場合）	○	○	○	－	△ （構成市町村 がある場合）
容り法とプラ法 33条の認定計 画に基づく再商 品化の両方を行 う	期初から33条 の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○ （分別収集物以 外を記載）	△ （分別収集物 以外で構成市 町村がある場 合）	○	○	－	○	－
	期中から33条 の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○	△ （構成市町村 がある場合）	○	○	－	○	－
プラ法32条に基づく引き渡し のみを行う	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	△ （構成市町村 がある場合）
プラ法33条の認定計画に基づく 再商品化のみを行う	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	－	○	－

また、プラ法に基づく引き渡しを予定している場合は、特記事項欄に引き渡し開始時期等の詳細を記入してください。

4. 回答にあたっての注意事項

<第11期分別収集計画策定に伴う調査票への回答方法>

市町村等では環境省にて策定された「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）」に基づき分別収集計画を策定することになりますが、

容り法

と表示の調査票（桃色）の「4. 引き渡し予定量」の（A）欄：第11期分別収集計画における令和8年度の分別収集見込み量（上段）、うち独自処理量（下段）には、策定した分別収集計画に基づき数字をご記入ください。なお、この欄は、全ての市町村等にご記入をお願いしております。分別収集計画を策定していない市町村等においては、「0」とご記入ください。

前回の分別収集計画見直し年度の引き渡し量調査で誤りが多かった事例及び正しい記入例を、資料3「紙による引き渡し量調査の記入方法について（分別基準適合物（容器包装リサイクル法）」）に掲載いたしましたので、オンラインでご回答いただく市町村等につきましても、上記記入要領を十分にご確認のうえ、ご回答をお願いいたします。

【参考 1】

令和 8 年度の再商品化実施委託単価及び市町村負担比率については、今秋以降に定められる予定です。調査票への記入に際しては、下記の令和 7 年度における「市町村負担比率」及び「再商品化実施委託単価」をご参考のうえ、ご検討ください。

(令和 7 年度の市町村負担比率及び再商品化実施委託単価)

品 目	市町村負担比率	再商品化実施委託単価 (税抜き)
ガラスびん (無色)	6 %	11.0 円/kg (11,000 円/トン)
ガラスびん (茶色)	12%	13.9 円/kg (13,900 円/トン)
ガラスびん (その他の色)	8 %	20.2 円/kg (20,200 円/トン)
P E T ボトル	0 %	8.8 円/kg (8,800 円/トン)
紙製容器包装	1 %	22.0 円/kg (22,000 円/トン)
プラスチック製容器包装	1 %	63.0 円/kg (63,000 円/トン)

(容り法に基づく市町村が負担する費用の算出例)

市町村が、ガラスびん (無色) を 99,900kg 分別収集したとき、全量を指定法人に引き渡す場合の市町村負担金額は次のように計算されます。

$99,900\text{kg} \times 0.06 = 5,994\text{kg}$ (市町村負担分の重量・小数点以下は四捨五入)

$5,994\text{kg} \times 11.0 = 65,934 \text{ 円}$ (市町村負担金額・円未満切り捨て)

【参考 2】

本調査以降、来年 4 月までのスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和 7 年 7 月 18 日	市町村からの引き渡し量に関する本調査の回答締切
令和 7 年 10 月下旬	本調査の結果に基づき、当協会における令和 8 年度予算 (案) 及び再商品化実施委託単価 (暫定値)、分別収集物の再商品化に係る諸経費 (経費単価) を策定
令和 7 年 10 月～11 月	市町村からの引き渡し・再商品化に関する申込み (容り法・プラ法)
令和 7 年 10 月下旬	市町村等担当者説明会を開催
令和 7 年 12 月上旬	市町村からの引き渡し・再商品化に関する申込承諾書を発行
令和 7 年 12 月下旬～ 令和 8 年 2 月下旬	再商品化事業者の入札・選定 (P E T ボトルは上期の入札・選定)
令和 8 年 2 月中～下旬	落札再商品化事業者の通知 (素材によって通知時期が異なります。)
令和 8 年 3 月中旬	市町村からの引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送
令和 8 年 3 月下旬	市町村等へ契約書・覚え書き等の発送
令和 8 年 4 月	当協会との引き渡しに係る契約締結 落札した再商品化事業者への分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し開始

※時期については、変動する可能性があります。

以上